

グループ企業向けモデルCPについて

平成27年度自主管理分科会自主管理WGリーダー／日本輸出管理研究所

高野 順一

すでに一昨年となってしまうが、ビジネス環境の変化とそれに対応する輸出管理のあり方、さらには許可制度の見直しの必要性に関する議論が幾つかの場面で提起された。CISTECの「輸出管理のあり方専門委員会」傘下の自主管理分科会では、企業の自主管理の効率的なあり方を様々な視点から常に検討し、議論を行っているが、この論点についてもサブワーキンググループを組成し議論を重ねることになった。

議論の内容に紆余曲折はあったが、最終的には「グループ企業向けのモデルCP」を作成し、さらにこのような体制を導入するグループ企業に対してなんらかのメリットを経済産業省から得られないかという方向性で2015年4月より議論を進めてきた。節目毎に経済産業省安全保障貿易検査官室からも議論に参加いただき、率直な意見交換を続けた結果、今期一定の成果を得た。本年度の成果の一つとして、「グループ企業向けのモデルCP」が完成し、さらにこのようなモデルCPで運用するグループ企業に対して、一定のメリットを検査官室より提示いただくに至った。本稿ではその議論の経緯とともに、この「グループ企業向けモデルCP」の内容について解説を行う。

(1) 企業側の問題点の整理：

近年、ビジネスの変化の速度が一段と高まっていることは周知の事実であろう。その変化に対応して組織を絶えず見直すことは当然である。最近では、それが社内ですべて完了する単純な部門の統廃合ということには留まらず、(i)事業部の別会社化であったり、(ii)新規に会社を取得した上で複数の子会社での統合・再編成を行ったり、(iii)単純な子会社化にはとどまらず、例えば親会社の事業部と子会社の事業部で

の共同事業（多くの場合は仮想のカンパニー）を作るようなパターンも多く存在することも指摘された。

当初(iii)のようなパターンでは包括許可が取れないことの是非を議論すべきとする意見もあったが、輸出許可の対象を自然人・法人以外の組織に広げるとは、外為法というより日本の法制度のあり方に触れるような要求となり、自主管理分科会の守備範囲を遥かに超えるため、(iii)のようなパターンは議論から除外されることとなった。

さて、(i)(ii)のような状況において生じる、企業側での、特に輸出管理に関連する問題点は大きく下記の2点と言える。

1 特別一般包括許可の継続性の問題：

特別一般包括許可が会社に対して与えられ、その会社が存続しなければ、当然ながらその特別一般包括許可は消失する。しかしながら、単純に再申請すれば済むかという点、特別一般包括許可取得の付帯条件である一定の基準を満たしたCPの登録（及びその運用）が企業にとって重荷となる。

具体的には、仮に特別一般包括許可の保持を前提として行っている事業があるとすると、その事業を行う組織を分社化して新規に会社を作った場合、またはその事業を行う関係会社が他の関係会社に吸収合併せざるを得なかった場合、その会社の持つ特別一般包括許可が一旦は消失してしまうことになる。最初から管理体制を構築せざるを得ない場合も多いが、仮に新たな体制を作る必要がなくて、それまでとほぼ同じ業務を行い、輸出管理においても同じ運用で管理体制が取れるような状況であったとしても、新たに特別一般包括許可を取得する必要がある。

る。すなわち、

- 1. 新たなCPを作成
- 2. そのCPを登録
- 3. 特別一般包括許可申請
- 4. 事前立入検査を受ける

というステップが必要となり、その作業に時間と手間が掛かるという課題がある。

2 輸出管理人材の調達：

上記のような場合で、例えば会社を分社化した場合に、実際に該非判定や取引審査ができる人材が本社の管理部門にしか存在せず、分社化された事業部門にはいないという場合がありうる。(実際はこのようなケースはかなりあると推測される)

そこでは即座に適正な人材を配置するということ出来るかということ(これも勿論ケースバイケースではあるが)、通常難しい場合が多いと考えられる。

輸出管理室のスタッフは歴史的に団塊の世代と重なる部分があった。これらのベテランの先輩諸氏が卒業されたこと、また輸出者等遵守基準の導入等、経済産業省やCISTECの継続的な努力により輸出管理を行う企業が増加したことからも、輸出管理に精通している人材は不足しがちな傾向にあることが推測される。輸出管理人材の効率的な活用は、実は常に最も悩ましい問題である。

(2) グループ企業向けのCPとは：

ここでグループ企業のCPとは何かについて改めて整理をしてみたい。CPは責任範囲を明確にして管理のやり方を定めるものであり、一言で言えば、それを企業単位ではなくグループ全体として定めたものを指す。

グループ企業における親会社が子会社の企業をどう指導するかという点については、大きく分けて2つの類型があった。

一つの類型は、早い時点で特別一般包括許可を取得した企業群であり、原則は子会社が自立して輸出管理ができる体制を目指して来たもので、監査等で

親会社は指導するものの、基本的に輸出管理業務における個別プロセス(該非判定・取引審査)等には関与しない。これらの企業群の場合、CPはそれぞれの親会社・子会社毎に存在し、グループ全体のCP(グループ企業としてのCP)というものは存在しない。

もう一つの類型は、比較的最近に輸出管理体制を確立した企業群で、実質的には親会社が一定の場合に取引審査に関与し、取引の推進にあたり親会社の承認を必要とする体制をとっているグループである。これらの企業では、実質的にはグループ全体での管理体制というものが存在し、すでにグループ全体のCPを作成し運用している実体があった。

ただし、傘下の企業は包括許可を所有していないところが多く、逆に包括許可を取得するために、その会社用に別途規程を作り直したというケースが聞かれた。

つまり、グループ企業としてのCPは存在しているが、そのままでは特別一般包括許可の前提としては登録できない場合があった。

今回作成したグループ企業向けモデルCPは、グループ企業としての管理に使用される前提であるが、同時にそのCP自体を特別一般包括取得のために使える(CP登録が可能な)ものでもあることが大きな特徴である。

過去に遡ると、実は自主管理分科会では、むしろ立入検査の効率化の観点からグループ単位での輸出管理について議論した時期があった(2012年頃)。しかしながら、その時はほとんどの会社が前者の類型(=子会社の自立自走体制を前提に支援を行って来た)であり、それゆえ議論自体があまり進まなかったという歴史があった。今回は、グループ企業向けCPの潜在的なニーズを持つ会社が増え、その会社の委員がサブワーキンググループに参加されたため、グループ企業向けモデルCPの議論が展開された。

(3) グループ企業向けモデルCPが持つべき要素：

今回このグループ企業向けモデルCPの作成で考慮された要素について解説する。

1 輸出の許可は法人毎に与えられるという大前提：

前項で少し触れたが、ビジネスの変化に対応した結果、複雑な企業の体制＝本店の事業部と子会社とで仮想のカンパニーを作るような場合の対応（類型(iii)）についても主張される委員もいらっしやしたが、会社法で定める「組合」ですら、輸出者にはなれないという事実から、このような場合については対象外とした。

むしろこの法体系から考えると、どのようなグループ管理体制を取ろうとも、その輸出に掛かる全責任は、輸出者となるその会社が負うことを明確化する必要がある。グループ経営の場合、どうしても親会社が優位にたち、子会社が行う取引であっても、最終的な取引審査は親会社が行うという規程が実情に馴染む場合が多い。(図1のような形態)

この場合、少なくとも、特別一般包括許可取得の前提となるCPとしては認められないということである。従い、例えば取引審査の最終責任はその会社

の人間（最高責任者・輸出管理統括責任者）が取ることを明確化しなくてはならない。

輸出管理に限らず、一般的に親会社が子会社管理において、例えば子会社にあたる会社が問題を起こしてそれが新聞等の報道に載った場合、必ず親会社(〇〇)の子会社(〇〇△△)という紹介がなされ、世間的に親会社の経営責任が問われるというケースが普通である。それゆえ親会社として輸出管理をする中で、子会社が法令に違反したり、違法の調達に巻き込まれないように、常に心を砕く必要がある。そのため、親会社の承認無しには取引をさせないという運用を実質的に行う企業もあるのではないかと考える。しかしながら、これはあくまで運用として行うべきであり、公式のルールとすることには会社法上で問題が残ることも事実である。

一方、グループで管理体制を作った場合に、その一部である子会社が問題を起こした際に、グループ全体に影響が出ないか、最悪の場合他の子会社や親会社が持つ包括許可が取り消されないかを心配する企業があったが、逆に法律上その責任は問題を起こした子会社に限定されるということが、ここで明らかになった。

図 1



2 CP自体は複数の企業で共有され、適用される会社もそのCPにおいて定義：

同じ文章のCPを会社名だけ変えて、みんなが持つということではない。また、〇〇グループの会社であれば一律適用ということでもなく、参加する会社を決められるようにする。

輸出がない会社は当然として、そのCPに定めるやり方が業態的に合わない会社には適用しないという選択がある。ただし、経済産業省に対して特別一般包括許可を申請する場合には、包括許可は当然会社毎に発行されるが、同じCPをその会社のCPとして登録するために提出する必要がある。(後述するが、このような場合に審査を速やかにするという方針を検査官室よりいただいている)

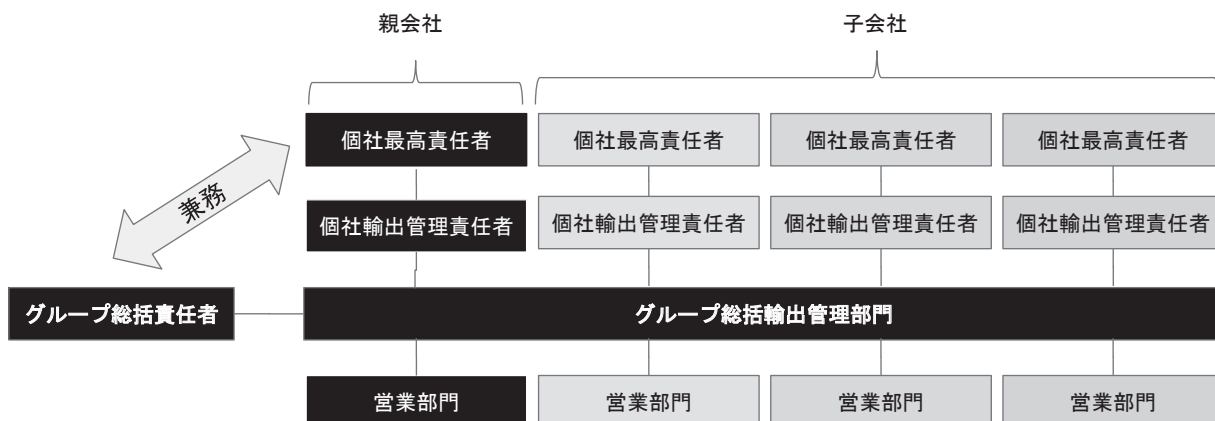
3 特別一般包括許可取得の前提を完備している規程であること：

輸出者等遵守基準において、リスト規制品を扱う輸出者等は一定の体制を構築(= 結果的になんらかの規程が必要)することが義務づけられている。しかし、日本の場合では特別一般包括許可の有無が、結果的に輸出を行う上で大きな差となってしまうことが現実である。今回は、グループ企業向けモデルCPは特別一般包括許可取得のため登録可能な

図 2

特別一般包括許可前提としてふさわしいCPのイメージ：

子会社それぞれが最終責任を負うが、親会社が最終判断の前の時点で、取引審査に協力をしている。



CPであるということの大前提とする立場をとった。

従い、「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(いわゆる大臣通達)の9項目を満たしていることが必要である。

(4) グループ企業向けモデルCPの概要(その構造)

前項の議論の上で、グループ企業向けモデルCPが完成した。次項で通常のモデルCPとの差を解説するが、その全体イメージをまず示すことが理解を容易にすると考える。概念的に示したものが図2である。前出の一般的なイメージと比較して頂きたい。

親会社も子会社も輸出管理の意思決定という観点では同等であり、取引の推進においての決定権は最高責任者が持つ。(個社最高責任者)

親会社は総括会社として、取引審査、該非判定のプロセスを個社最高責任者等の前の時点で行う形であり、子会社の最終判断をその上位で判断するという形態ではない。

(5) グループ企業向けモデルCPと通常のモデルCPとの違い

「グループ企業向けモデルCP」の条文を資料に別掲載する。以下に、通常のモデルCPとの違いを順

次解説していく。

1 (適用範囲)

第2条に適用範囲を設け、そこに参加する会社を列記する形態としている。逆にこの項にて記載されない会社は、対象外である。

これらの会社は規程内では「個社」と呼称される。

グループ企業向けモデルCPの特徴として、この項で同時に「総括会社」を定める。総括会社の役割は第3条以降で明らかにする。

2 (定義)

通常のモデルCPには出てこない定義が「個社」と「総括会社」である。「個社」は、適用される範囲であり、「総括会社」は親会社を想定しているが、機能としては単一の会社における輸出管理部門に当たる。そのために、総括会社には「グループ総括責任者」とその補佐のための「グループ総括輸出管理部門」が設置される。

3 (個社最高責任者) および (個社輸出管理責任者)

これは通常のモデルCPの最高責任者と、輸出管理統括責任者をイメージしている。取引審査の最終責任は最高責任者に存すると想定し、個社輸出管理責任者は一定の委任を受けたものという形式にしている。個社輸出管理責任者が取締役でない場合（おそらくそのような場合が多いだろうが）、委任の範囲について一定の条件（「疑義のある取引を除く」）を要請される可能性がある。

また、総括会社も自ら輸出を行うのであれば（普通は行う）個社最高責任者と個社輸出管理責任者を設置する必要がある。総括会社の実質的な権威付けのため、グループ総括責任者はその個社最高責任者が兼務するという位置づけにしてある。

つまり、個社が最終権限を持つとはいえ、その前の段階で本社の最高責任者が兼務するグループ総括責任者傘下の管理組織の取引審査を通るため、実際に勝手なことは出来づらく、仮に勝手に行ってもすぐに親会社の知るところとなるというメカニズムをこれで担保している。

4 (グループ総括責任者) および (グループ総括輸出管理部門)

グループ総括責任者がもつ最も大きな権限は、この規程やその細則の制定・改廃権限である。これらは個社の最高責任者には与えられておらず、この部分が通常のCPとの大きな差である。また、グループ総括輸出管理部門の設置と同部門への適切な経営資源の配分を役割として明記しており、規程・細則の制定・改廃権限を合わせ「管理体制を有効なものとする」という責任を負っている。それゆえ、親会社の代表取締役が個社最高責任者と兼務することが必要という設計にしたものである。

また、グループ総括輸出管理部門については、行った取引審査等に関する判断の結果をそれぞれの個社輸出管理責任者に報告するという義務を明記しており、取引に対しての

- 推進可
- 推進不可
- 最高責任者判断の上推進可

等の判断はすべて個社輸出管理責任者に報告される。

また、監査や教育の支援は個社の最高責任者の要請に基づき行うという形式にしてある。

5 (該非判定)

個社の該非判定については、どこが実施するかをグループ総括輸出管理部門が決定する。どこで行うかというのはその個社の部門に限定せず、グループ内まで広げた形としている。これは、その個社の業態により、当然社内で該非判定部門を作るべき場合もあるだろうし、販売主体なので開発・設計や製造を担当する会社、あるいは親会社自身等が考えられる。

通常のモデルCPの場合でも、該非判定部門が技術的な見地から該非判定を行い、輸出管理部門が法務的な見地からその内容を確認するという手法が推奨されている。これと同様にグループ総括輸出管理部門は該非判定の確認の役目も負っている。

6 出荷管理

ここも同様であるが、出荷管理の精度は輸出管理全体の品質に大きな影響を与えるため、個社最高責

任者はその個社の出荷管理部門がどこなのかをあらかじめ定め、グループ総括責任者に報告するというプロセスが加わっている。この部分がグループ企業向けモデルCPの特徴である。

(6) グループ企業がグループ企業向けモデルCPを採用した場合のメリット:

(2)で整理した問題点に遡って考えると

- 1 新たに包括許可が必要となった場合で、すでに別会社が当該グループ企業向けCPで登録されていた場合、受理票の発行が迅速化される。(資料2の検査官室書状の1)
- 2 届出済みのグループ企業CPの内容変更の届出について、総括会社(グループ総括輸出管理部門)がグループ企業個社の内容変更届をとりまとめて経済産業省安全保障貿易検査官室に提出することを可能とし、内容変更後のCP受理票発行が迅速化される。(資料2の検査官室書状の2)
- 3 組織変更が一定の範囲であれば、新たに輸出管理人材を調達する・異動する等をしなくても対応可能である。グループ総括輸出管理部門がいずれにせよ取引審査を行うからである。これはグループで共通の取引審査ワークフロー等を使用している場合に極めて有効であろうと想像する。また、輸出管理人材をプールすることにより、有効活用が計られる。(反面、個社の現場との距離が離れるというデメリットもあるため個社における意識の低下の可能性もありうるので、教育・研修を通じてのコミュニケーションの強化、監査の頻度、営業部門における責任者の設置などの対策が必要になりうる。)

(7) 今後の展開

経済産業省としても、法的責任は個社の子会社としても、輸出管理人材を有効活用して、親会社がさらに子社の内容をチェックできるような仕組みは当然歓迎するだろう。

現在は、メリットとして明示されていないが、経済産業省として管理の手法を把握している会社であれば、CPの登録だけではなく、包括許可発行に掛かる審査についても当然やり易くなることは考えられる。従い、包括許可に関連してもなんらかの優遇措置を要求できるのではと考えたくなるころである。本件は経済産業省安全保障貿易審査課と制度面の改善として詰めるべき問題であり、企業の自主管理の範囲を越えるものである。まだ少し時間がかかるだろうが、グループ企業向けCPを採用する企業が増えて来た場合に、制度・手続き面での改善の一つのテーマとして取り上げられることを期待するものである。

また、これもこのCPを採用する企業が増えてから議論するテーマとなろうが、検査官室としても同じメカニズムで運用しているということから、1社毎の立入検査を1日では終わらないとしてもグループ企業をある程度まとめて検査を行うことで効率化が可能になるのではないかと推測する。あるいは、チェックリスト等もグループ毎にまとめるなど、効率化につながる運用がありうる。

輸出管理の本質が、違法な拡散行為の防止である以上、当局として行うべきことは、懸念のない企業を見極め、そうではない企業の取引についてより集中することである。企業が規程に基づき透明性の高い自主管理体制を整えるということは、当局が安心な企業を見極める体制を作ることに協力することになる。このようなグループ企業向けCPにより、当局がより懸念のある輸出者に対して多くの時間を掛けられることを期待するものである。

(添付)

資料1 グループ企業向けモデルCP条文

資料2 グループ企業向けグループCP導入に伴う具体的なメリットについて

以上

グループ企業向けモデルCP

I. (本文)

***株式会社 規定第**号 (平成*年*月*日制定)

安全保障輸出管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 国際的な平和及び安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、本規程を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本条第2項に記載の複数の会社（以下「当グループ」という。）が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「**技術の提供**」という。）に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。

- 2 個社A（総括会社）
個社B
個社C
個社D

(定義)

第3条 「外為法等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出及び技術の提供を規制する外国為替及び外国貿易法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

- 2 「**輸出等**」とは、貨物の輸出（輸出を前提とする国内取引を含む。）及び技術の提供をいう。
- 3 「**貨物等**」とは、貨物及び技術をいう。
- 4 「**規制貨物等**」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。このうち、輸出貿易管理令（以下「**輸出令**」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物及び外国為替令（以下「**外為令**」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術を「**リスト規制貨物等**」といい、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物及び外為令別表の

16の項に該当する技術を「キャッチオール規制貨物等」という。

5 「核兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

6 「核兵器等の開発等」とは、核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

7 「通常兵器」とは、核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

8 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

9 「個社」とは、本規程により安全保障輸出管理を行う、第2条第2項に記載の全ての会社をいう。

10 「総括会社」とは、個社の輸出管理を支援するためにグループ総括責任者・グループ総括輸出管理部門を設置する会社をいう。

11 「子会社及び関連会社」とは、各個社の子会社及び関連会社をいう。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 以下を当グループにおける安全保障輸出管理の基本方針とする。

- 一 規制貨物等の輸出等については、外為法等に反する行為は行わない。
- 二 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

第3章 組織

(個社最高責任者)

第5条 基本方針に基づき、安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、個社それぞれの代表取締役又はそれに相当する者をその個社における安全保障輸出管理の最高責任者として定める。(以下「個社最高責任者」という)。

2 個社最高責任者は、以下の業務を行う。

- 一 自社の輸出管理責任者の任命
- 二 取引の審査、承認

- 三 個社管理業務の統括及び個社徹底事項の指示、連絡、要請等
- 四 個社の監査
- 五 教育
- 六 個社の子会社及び関連会社等の指導
- 七 個社関係部門等の長に対する報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令

(グループ総括責任者)

第6条 個社がそれぞれ安全保障輸出管理業務を、有効かつ効率的に実施できるように、総括会社における個社最高責任者がグループ総括責任者を兼務する。

2 グループ総括責任者は、以下の業務を行う。

- 一 安全保障輸出管理規程の制定、改廃
- 二 運用手続（細則）の制定、改廃
- 三 グループ総括輸出管理部門の設置と同部門への適切な経営資源の配分

(個社輸出管理責任者)

第7条 個社最高責任者は、個社に個社輸出管理責任者を任命し、取引の承認の一部を委任する他、その他個社の輸出管理に係る業務を行わせるものとする。個社輸出管理責任者を任命または変更した場合は、速やかにグループ総括責任者に報告しなければならない。

2 個社最高責任者は、個社輸出管理責任者に第13条第1項第二号から第五号までの取引については、承認を委任できないものとする。

3 個社輸出管理責任者は自らの業務の支援を行う個社輸出管理部門を設置することができる。

4 個社輸出管理責任者は、以下の業務を行う。

- 一 個社最高責任者に委任された取引の承認
- 二 個社が輸出等を行う貨物等の該非判定の確認
- 三 グループ総括輸出管理部門からの連絡、要請等の周知徹底
- 四 輸出管理手続業務の推進
- 五 教育

(グループ総括輸出管理部門)

第8条 グループ総括輸出管理部門は、グループ総括責任者を補佐し、個社の輸出管理業務を支援する。

2 グループ総括輸出管理部門は、以下の業務を行う。

- 一 安全保障輸出管理規程の制定、改廃の提案
- 二 運用手続（細則）の制定、改廃の提案
- 三 本規程に基づく個社の取引の審査と該非判定の内容の審査
- 四 個社輸出管理責任者への、本項の第三号の判断結果の報告
- 五 個社最高責任者からの要請に基づく監査
- 六 個社最高責任者からの要請に基づく教育の支援
- 七 個社の輸出管理の問題点の発見と、個社最高責任者及びグループ総括責任者に対する報告
- 八 個社最高責任者からの要請に基づく子会社及び関連会社等の指導協力

（個社出荷管理担当部門）

第9条 個社最高責任者は、その個社の出荷管理担当部門を定めなければならない。
また、決定した出荷管理部門を、グループ総括責任者に報告しなければならない。

第4章 手続

（該非判定）

第10条 輸出等を行う場合には、リスト規制貨物等に該当するか否かについて判定を行う。

2 グループ総括輸出管理部門は、個社それぞれについて、その第1次の該非判定を行う会社とその部門を、その個社輸出管理責任者の同意のもとで定める。

3 該非判定は、以下のとおり行う。

- 一 当グループで設計・開発した貨物等の輸出等を行う場合、その貨物等の設計開発を行った会社の設計・開発部門の長が、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制貨物等に該当するか否かを判定する。
- 二 社外から調達した貨物等の輸出等を行う場合、その貨物等の輸出等を行う個社の営業部門等が、調達先からの該非判定書等の入手等により、本項の第一号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、個社の責任で判定してもよい。
- 三 本項の第一号、第二号のいずれの場合においても、グループ総括輸出管理部門は判定内容について審査し、その判断結果を個社輸出管理責任者に報告を行う。
個社輸出管理責任者はその報告に基づき最終決定を行う。

（用途確認）

第11条 営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その輸出等を行おうとする貨物等の用途について以下の項目に該当するか否かを確認する。

- 一 リスト規制貨物等については、
 - 1 核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある、又は用いられる疑いがある。
 - 2 その他の軍事用途に用いられる、又は用いられる疑いがある。
- 二 キャッチオール規制貨物等については、
 - 1 核兵器等の開発等に用いられるおそれがある。
 - 2 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。

(需要者等確認)

第12条 営業部門等は、輸出等の引合を受けた場合には、その行おうとする輸出等の契約相手先、需要者等について以下の項目に該当するか否かを確認する。

- 一 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。
- 二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

(取引審査)

第13条 輸出等の引合の内容が以下に該当する場合、営業部門等は、「審査票」を起票して、グループ総括輸出管理部門に取引の審査を申請する。グループ総括輸出管理部門は、その判断結果を個社輸出管理責任者に報告する。当該取引を行うか否かの最終判断は、個社最高責任者から委任された取引であれば、個社輸出管理責任者が、それ以外の場合は個社最高責任者が行う。

- 一 第10条の(該非判定)の結果、当該貨物等が輸出令別表第1の1の項から15の項、又は外為令別表の1の項から15の項に該当する場合。
 - 二 第11条(用途確認)の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。
 - 三 第12条(需要者等確認)の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。
 - 四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合。
 - 五 本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。
- 2 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

- 3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 4 国内取引であっても、輸出等されることが明らかな場合には、本条第1項と同様の手続を行う。
- 5 営業部門等は、本条第1項に基づく承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 第13条(取引審査)における承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等については、個社が、所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 個社は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

第5章 出荷管理

(貨物の出荷管理)

第15条 個社出荷管理担当部門は、第10条(該非判定)及び第13条(取引審査)の手続が行われたこと並びに出荷される貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認する。また、個社出荷管理担当部門は、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

- 2 個社出荷管理担当部門は、出荷時に第1項の確認ができない場合は、直ちに出荷を取り止めて営業部門等へ適切な措置を要求するとともに、個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。
- 3 個社出荷管理担当部門は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。グループ総括輸出管理部門は、営業部門等と協議して適切な措置を講じる。

(技術提供管理)

第16条 個社において技術提供を行う部門は、技術の提供に際して、第10条(該非判定)及び第13条(取引審査)の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認する。

2 個社において技術提供を行う部門は、第1項の確認ができない場合は当該技術の提供を行ってはならない。また、個社輸出管理責任者及びグループ総括輸出管理部門へ報告する。

第6章 監査

(監査)

第17条 個社最高責任者は、個社の安全保障輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。個社最高責任者はこの監査をグループ総括輸出管理部門に委託することができる。

第7章 教育

(教育)

第18条 個社最高責任者および個社輸出管理責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役員及び従業員に対し、計画的に教育を行う。グループ総括輸出管理部門はその支援を行う。

第8章 文書管理

(文書管理又は記録媒体の保存)

第19条 規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも7年間は保管する。

第9章 子会社及び関連会社等の指導

(子会社及び関連会社等の指導)

第20条 個社最高責任者は、グループ総括輸出管理部門の支援のもと規制貨物等の輸出等を行う子会社及び関連会社等に対し、実情に即した指導を行う。

第10章 報告

(報告)

第21条 役員又は従業員は、外為法等又は本規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を個社輸出管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 個社輸出管理責任者は、第1項の報告の内容を調査し、外為法等に違反したとき、又は違反したおそれのあることが判明したときには、個社最高責任者およびグループ総括責任者に報告する。個社最高責任者は、社内の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく行政庁に報告する。また、個社最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じ、その内容をグループ総括責任者に報告する。

第11章 罰則

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処罰の対象とする。

以上

グループ企業向けモデルCP導入に伴う具体的なメリットについて

2016.2.15

安全保障貿易検査官室

【グループ企業向けモデルCP導入促進のためのメリット】

1. グループ企業向けモデルCPで届出済み（CP受理票発行済み）のグループ企業内での企業再編等により、新たなグループ企業が新設される場合のCPの新規届出時のCP受理票発行を迅速化する。

→ 具体的なCP受理票発行期間は明示できないが、一般的にCPの新規届出を行う場合、新規届出前（事前相談）にCPが外為法等遵守事項を網羅しているかの確認を行い、必要に応じて規定の追加や見直し等の指導を行う等、事前相談等に数週間を要しているが、この事前相談が大幅に短縮（又は、不要）となる。

2. 届出済みのグループ企業CPの内容変更の届出について、総括会社（グループ総括輸出管理部門）がグループ企業個社の内容変更届をとりまとめて当室に提出することを可能とし、内容変更後のCP受理票発行を迅速化する。

（注：CP内容変更の届出時の当室への提出資料については、個社ごとに作成すること。）